

山青森県報

号外第七十六号

令和七年
九月十二日
(金曜日)

目 次

監 査 委 員

○住民監査請求に係る監査結果……………(事務局)…1

監 査 委 員

青森県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第五項の規定により、住民監査請求に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和七年九月十二日

青森県監査委員 佐々木 知彦
青森県監査委員 三 浦 朋 子

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

令和7年6月26日

第2 請求人

弘前市民オンズスペースン

第3 請求の内容

令和7年6月25日付けで請求人から提出のあった青森県知事措置請求書（以下「措置請求書」という。）による監査請求（以下「本件監査請求」という。）の原文に即して記載（項目番号は変更、誤記は修正、別表は文末に添付、事実証明は省略）する。

1 請求の趣旨

2023（令和5）年度に青森県が青森県議会議員に対し交付した議員一人当たり年額372万円の青森県政務活動費のうち、別表記載の各議員による支出について、以下に述べるとおり地方自治法第100条第14項、青森県政務活動費の交付に関する条例ならびに青森県政務活動費の交付に関する規程に定める使途基準を逸脱する支出があるので、青森県知事に対し、本件使途基準に合致しない支出について各議員らに返還を求める等の措置を講ずるよう御告することを求める。

2 請求の原因

(1) 政務活動費の趣旨

地方自治法（以下「法」という。）による規定

政務活動費は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」もので、「この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第100条第14項）とされている。また、この「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する」ことが義務付けられ（同条第15項）、同条第16項においては議長に対し「第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努める」ことを義務付けている。

イ 青森県政務活動費の交付に関する条例、使途基準

前記法の規定に基づき定められた掲記条例（以下、「条例」という。）は「青森県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付する」とし（第1条）、その使途について政務活動費の交付を受けた議員は「議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活

動」という。)に要する経費に充てることができるもの」とし(第7条第1項)、同条第2項において「政務活動に要する経費は、別表のとおり」と、その用途を限定し、前記別表に記載されている調査研究費は「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」とされている。そして、「毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して3月以内(年度の途中で議員でなくなった場合にあっては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して3月以内)に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を議長に提出」しなければならない(第8条)、前記「次に掲げる事項」について、議員の氏名、政務活動費に係る収入額、政務活動費に係る支出額及びその主な内容、政務活動費に係る収入額と支出額との差引額その他、その他必要な事項を挙げている。

また、収支報告書には「当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等(領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。)」を添えなければならない(同条第2項)、議員にはそれら支出について「会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して」5年間保存することが義務付けられている(第9条)。そして、収支報告書には青森県政務活動費の交付に関する規程第2条第2項各号に定められた証拠書類を添付することが義務付けられている。

また、知事に対し、「議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出(第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずる」ことを義務付けている(第10条)。そして、議長には「収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、用途の透明性の確保に努める」ことを義務付けている(第12条)。

(2) その他の規程等

ア 政務活動費事務マニュアル《第3次改訂》における用途の透明性の確保に関する考え方について

政務活動費事務マニュアル《第3次改訂》(以下、「マニュアル」という。)においては政務活動費制度の考え方の中で、例えば「議員の政務活動が広範であるために、その活動について誤解や疑念を招く場合も考えられることから、県民の理解を得るためには、議員の日常的に行われる他の様々な活動(例えば政党や後援会活動)と明確に区分していくことが要請」されているとしたうえで、「政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等を整備されていることが必要です。また、訴訟等においては、支出した議員側において立証する必要がある場合があるので留意」することが求められ、「政務活動について、県民の理解が得られるためには透明性が確保されているのが前提となる」ことなどを求めている。

イ 青森県政務活動費の交付に関する条例ならびに政務活動費事務マニュアル《第3

次改訂》における収支報告書に添付が義務付けられている書類等

青森県政務活動費の交付に関する条例第8条第2項は「当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等(領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。)」を添えることを義務付け、同項所定の「議長が定める証拠書類」は政務活動費事務マニュアル《第3次改訂》により、領収書等の写し貼付用紙その他、政務活動実績報告書等6つの書類が明示されている。

また、同マニュアルでは「当該活動の目的、日程、訪問先、内容等を記載した政務活動実績報告」の提出が求められている他、「政務活動に必要性及び妥当性があること」との項を設け、「県政に関しまして議会の主たる役割である政策形成機能や執行機能に対する監視機能等を果たすなど住民福祉の増進を図るための政務活動であることが必要」としている。

ウ 青森県議会基本条例

「議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的」(第1条)として定められた青森県議会基本条例前文は、「本県議会においても、議会の効率的・効果的運営に係る議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たし、真の地方自治の確立を目指すためには、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるとともに、県民に開かれ、信頼される議会の構築に一層努めなければならない。」ことを高らかに謳い、第3条第3号においては「県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関する県民への説明責任を果たすこと。」を基本方針の一つに挙げ、議員に対しては「県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理の保持が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者及び県民の代表者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。」ことを求め(第6条)、「議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たす」ことを義務付けている(同第12条)。

エ 青森県情報公開条例

青森県議会議員は青森県情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)が定める実施機関職員であるところ、各議員が作成し、議長あてに提出した収支報告書並びに収支報告書への添付が義務付けられている書類は情報公開条例第2条第2号が定める行政文書である。記載されている内容そのものが政務活動費としての支出が用途基準に適合しているかどうかを決定づけるものである。

(3) 議員らによる個別支出の検討

2024年1月9日から12日にかけて、別表記載の各議員は、「済州交流推進ミッショント団及び韓国知事トッパセールス」に乗じた韓国・済州(チェジュ)特別自治道(済州島)へ友好交流協定に基づく交流を目的とした表敬訪問旅行を行い、別表記載の各金額を旅費として政務活動費から支出した(以下、「本件旅行」という)。

本件旅行について、本来、各議員らによる政務活動実績報告書によれば、調査研究

のための旅行であれば、社会通念上想定される訪問のための動機づけとなるべき訪問目的が明らかとされなければならず、訪問目的に沿った事前調査をおこない、訪問先で入手すべき情報に関する問題意識も明確としていなければならないはずである。しかるに、中には本明和人議員のように本件旅行に同行した議会事務局職員が記載した復命書をそのまま政務活動実績報告書として提出している議員もある。また、例えば青森県特別自治道議会のデジタル化の進展については2022年12月30日付けで明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授がブログでインターネット上に公開している例もみられる。加えて、道議会議員の男女比率なども道議会ホームページで公開されている道議会議員の状況を見れば確認できるのである。換言すれば、現地で各議員らが行った質問等についてはインターネット上で確認できる程度の情報であった。そして、各議員による政務活動報告書の目的欄には「今後の交流促進を図る。」「友好交流協定に基づく交流の再開・推進」「交流の促進」等と極めて漠然とした記載しか見られず、どのような成果があったのかについては一切触れられていない。

以上のことから本件旅行における政務活動の実質の存在は皆無といわざるを得ないのである。

各議員等による個別支出のうち、上記法や条例等に照らし、本件使途基準に合致しないと疑われる支出について検討し、別表にまとめた。

これら別表にまとめた事実は、青森県議会議長による青森県特別自治道議会議長への表敬訪問に同行したものにすぎず、これら旅行に係る政務活動費支出が、使途基準に反して支出されていたこと、またはその恐れを示すものである。

(4) 結論

よって、監査委員会においては厳正な監査を行い、本件使途基準を逸脱した政務活動費相当額について、青森県知事に対して別表記載の各議員から青森県に返還を求めると請求の趣旨記載の必要な措置をとるよう勧告することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項に基づき請求する。

第4 監査委員の除斥

本件監査請求は、青森県議会議員に交付された政務活動費に関するものであるため、議員である本明和人委員及び菊池勲委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定に基づき除斥した。

第5 請求の受理

本件監査請求については、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を備えているものと認め、令和7年6月30日にこれを受理した。

第6 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象事項は、令和5年度に議員13名に交付された政務活動費で、請求人が措置請求書において摘示した調査研究費の一部として計上されている2,798,790円の公金の

支出とした。

2 監査対象機関等

監査の対象機関は、青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則（昭和39年4月青森県規則第27号。）の規定により政務活動費の交付及び返還に関する事務が青森県議会事務局長の職にある職員に委任されていることから、議会事務局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく請求人の新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

第7 監査の結果

1 監査により認められた事項

(1) 政務活動費の交付の手続等について

ア 法律

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（…略…）をもって議長に報告するものとする。」と規定している。

さらに、同条第16項において、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

イ 条例

本県では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、青森県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月青森県条例第45号。以下「条例」という。）を制定している。

条例の主な内容は、次のとおりである。

- (イ) 政務活動費は、各月の初日に議員である者に対して交付する。（第2条第1項）
- (ロ) 議長は、政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度、当該年度の開始の日から5日以内に知事に通知しなければならない。（第4条第1項）
- (ハ) 知事は、前条の規定による通知があったときは、速やかに、当該通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知するものとする。（第5条）
- (ニ) 知事は、毎月10日までに、当該月分の政務活動費を交付するものとする。（第6条）

- (ウ) 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に充てることができるものとする。(第7条第1項)
- (ロ) 政務活動に要する経費は、別表のとおりとする。(第7条第2項)
- (ハ) 議員は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して3月以内(年度の中途に議員でなくなった場合にあつては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して3月以内)に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を議長に提出しなければならない。(第8条第1項)

- ア 議員の氏名
- イ 政務活動費に係る収入額
- ロ 政務活動費に係る支出額及びその主な内容
- ハ 政務活動費に係る収入額と支出額との差引額
- ニ その他必要な事項

- (イ) 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等(領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。)を添えなければならない。(第8条第2項)
- (ロ) 議員は、前二項の規定により提出した収支報告書及び領収書の写し等(以下「収支報告書等」という。)を訂正しようとするときは、収支報告書等訂正届を議長に提出しなければならない。(第8条第3項)
- (ハ) 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出(第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。(第10条)
- (ニ) 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。(第12条)
- (ウ) 政務活動に要する経費(別表(第7条関係))

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
(以下、略)	(以下、略)

- ウ 告示(規程)
- 条例の規定に基づき、政務活動費の交付等に関し必要な事項を定めるため、青森県政務活動費の交付に関する規程(平成13年3月青森県議会告示第1号。以下「規程」という。)が定められている。
- (イ) 規程の主な内容は、次のとおりである。
- (ロ) 条例第8条第2項の議長が定める証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。(第2条第2項)

- ア 領収書の写しその他の支出を証すべき書面であつて当該支出の相手方から徴したものの写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定めるときは、支出証明書(第2号様式)又は金勘機關が作成した当該政務活動費による支出に係る振込みの明細書の写し)
- イ 政務活動実績報告書(第3号様式、様式(抄)を文末に添付)(以下、略)

- (イ) 条例第8条第3項の収支報告書等訂正届は、第8号様式によるものとする。(第2条第6項)
- (ロ) 収支報告書等訂正届には、既に提出した収支報告書等の訂正箇所がわかる書面を添付するものとする。(第2条第7項)

- エ 政務活動費事務マニュアル
- 政務活動費事務マニュアルは、関係法令の趣旨を踏まえ議会において所要の手続を経て策定され、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めた条例別表(以下「使途基準」という。)に基づき、各議員が政務活動費を支出するに当たって、議員自らが判断するための具体的運用を取りまとめた統一的な指針と位置付けられている。

なお、監査の対象事項には、請求人が関係規程等として掲げる《第3次改訂》ではなく、令和5年3月に改訂された《第4次改訂》(以下「マニュアル」という。)が適用されることから、これにより監査を行うこととする。

監査の対象事項に関するマニュアルの主な記載内容については、次のとおりである。

- (イ) 「Ⅱ 政務活動費制度に対する基本的な考え方」

議員の政務活動に政務活動費を充当する場合には、経費の性格や使途を明確にする必要があり、次の考え方を基本として適用していく。

- ア 政務活動に必要な性及び妥当性があること

県政に関して議会の主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能等を果たすなど住民福祉の増進を図るための政務活動であることが必要である。

- イ 政務活動の方法に合理性及び効率性があること

政務活動は、議員の自主的なものであり、その方法に制限や定めはないが、政務活動の目的達成のために合理的であり、経費的にも効率的である必要がある。

- ロ 原則として充当する額は実費弁償であること

政務活動が議員の自己管理のもとで行われることや政務活動費に残余が生じた場合には返還すること等から、実際に要した費用に充当する必要がある。なお、実費によることが著しく困難な場合には、合理的な方法により按分することにする。

- ハ 社会通念上許容されるものであること

政務活動全般について、県民の理解が得られるためには、社会一般に受け入れられる見方や判断からみて許容される必要がある。

e 証拠書類等が整備されていること
政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要である。また、訴訟等においては、支出した議員側において立証する必要がある場合があるので留意すること。

f 透明性が確保されていること
政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となるものであり、県民への説明責任を果たすために、毎年度提出する政務活動費の収支報告書については、全ての支出について領収書の写し等の証拠書類を添付する必要がある。

(4) 「Ⅲ 1 政務活動に要する経費の内容」

議員の政務活動に要する経費は、条例別表で定めるところであるが、広範にわたる全ての使途を詳細に定めることは困難であるため、政務活動費の充当が可能なものについて、具体的な考え方や想定される例として次のとおり取扱いを定めている。

なお、活動の例は参考として掲げたものであり、これらに類するものは当然に含まれる。

a 調査研究費

経費の内容	考え方及び活動事例
議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費（旅費、委託料、資料印刷費、文書通信費等）	県政等の政策課題に関するもののほか、調査研究の基礎となる関係者や住民からの情報収集、先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費に充当する。なお、政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものは、この経費に計上する。 (例) ① 県政に関する執行部からの情報収集・意見交換 ② 調査研究の基礎となる国・市町村・関係団体・住民等からの情報収集・意見交換 ③ 県内各地域の状況把握のための現地調査（施設運営状況・農林水産物の状況・道路状況・災害状況他） ④ 県内外及び海外における先進事例等の現地調査 ⑤ 政策提言等を目的とした議員連盟活動・政策研究会活動 ⑥ 調査研究の基礎となる県政等に関するアンケート調査 ⑦ 専門機関等への調査研究委託

(4) 「Ⅲ 2 政務活動費の充当の考え方（積算及び按分等）」

政務活動に当たって政務活動費を充当する場合は、原則として、実費弁償によることになるが、実費の積算が困難な場合があることや社会通念上許容される必要があることから、積算や按分等については、次の方法によることにする。

a 旅費関係（交通費・宿泊費等）

政務活動に係る旅費関係の経費については、実費を原則として次の取扱いとし、公務の場合の旅費計算における宿泊費や旅行雑費の定額の取扱いには行わないことにする。

<交通機関（航空機・鉄道・バス・タクシー等）の利用>

実際に支払った金額による。

<自家用車の使用>

自家用車は、主として日常的に使用する目的で購入・整備していることを前提に、政務活動にも使用すると考えられること等から、自家用車の使用に係る経費については、次の取扱いとする。

(a) ガソリン代については、政務活動に使用した走行距離の記録により実際に支払った金額を按分する。なお、これによることが困難な場合には、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」の「車賃」の額とする。

(b) 高速道路料金、駐車場代等については、実際に支払った金額による。

(以下、略)

<宿泊施設の利用>

実際に支払った金額による。(以下、略)

b キャンセル料等

次に掲げる理由によりやむを得ず政務活動を中止した場合は、当該中止に伴って生じるキャンセル料及び政務活動中止の周知に要する経費に政務活動費を充当することができるものとする。

なお、その場合は、収支報告書の添付書類の備考欄等に該当する理由を記載するものとする。

(a) 公務による場合

(b) 議員本人の疾病や怪我による場合

(以下、略)

(エ) 「Ⅲ 4 参考（具体例による政務活動費の充当の可否）」

(旅費関係)

例 9 宿泊に伴う食事代は充当できるか。

→ 食事代は旅行等にかぎらず日常的な経費であることから、充当できないと考えられる。

例 11 旅行する際の損害保険は、政務活動費として計上できるか。

→ 政務活動費は原則的には政務活動の対価を支払うものであり、その範囲は、政務活動に必要な経費とすべきと考える。旅行の際の損害保険は、政務活動に不可欠な経費とは認められず、政務活動費として計上できないものと考えられる。

(振込手数料)

例 17 振り込み手数料は政務活動費から支出できるか。

→ 政務活動費が充当された支出のための振り込み手数料は支出できると考え

られる。

なお、その充当が按分又は一部充当されたものである場合は、振り込み手数料についても、充当額が全体に占める割合で按分する必要がある。

(4) 「IV 4 収支報告書等の作成及び提出」

政務活動費の使途の内容や収支の状況等を明らかにするための収支に係る報告書及び領収書等に係る書類の作成や提出については、次のとおりとなっている。

政務活動費に係る収入及び支出については、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して3月以内に、収支報告書に領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類）を添えて議長に提出することになっている。

また、年度途中で議員が辞職等により議員でなくなった場合には、当該議員でなくなった日の翌日から起算して3月以内に、収支報告書等を議長に提出することになっている。

（条例第8条、規程第2条）

議長に提出する具体的な書類は、次のとおりとなっており、規程で様式を定めており、それに従って作成する必要がある。

①収支報告書（第1号様式）

②領収書等の写し貼付用紙（第6号様式）

③領収書等の写し集計表（第7号様式）

④支出証明書（第2号様式）

⑤政務活動実績報告書（第3号様式、以下「政務活動実績報告書」という。）

⑥事務所状況報告書（第4号様式）

⑦費目ごとの按分率一覧（第5号様式）

a 領収書等の写し貼付用紙

政務活動費の支出に係る領収書等の写しについて、領収書等の写し貼付用紙に貼付して議長に提出することになっている。この領収書等の写し貼付用紙は、政務活動費に係る使途や充当額を明らかにするため、経費、事業名、使途及び内容等を記載することになっている。

（条例第8条、規程第2条、第6号様式）

議長に提出する領収書等に係る書類については、原本ではなく複写したものである。原本については、議員において、他の証拠書類とともに、5年間保存しておくことになっている。

b 支出証明書

政務活動費の支出に係る領収書等の写しを添付することが困難な場合については、支出証明書で対応することになっている。この支出証明書は、領収書等の代替として、議長に提出するもので、経費、支出額、品名、事業名、使途及び内容等を記載のうえ、議員本人が自己証明することになる。

（条例第8条、規程第2条、第2号様式）

議長に提出される証拠書類は、第三者が検証可能な領収書等の写しが基本となるものである。

したがって、支出証明書の対象は、領収書等の写しの添付が困難な場合に限

定されることから、自動券売機（領収書等の発行機能を有しないものに限る。）による切符代及び「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」の「車賃」の額を用いる場合のガソリン代等としている。

c 政務活動実績報告書

(a) 海外又は県外における政務活動及び県内における宿泊を伴う政務活動費用 海外又は県外において政務活動を実施する場合、及び県内における宿泊を伴う政務活動を実施する場合には、当該活動の目的、日程、訪問先、内容等を記載した政務活動実績報告書を、収支報告書の添付書類として、議長に提出することになっている。

（条例第8条、規程第2条、第3号様式（その1））

政務活動実績報告書は、海外又は県外等において実施した政務活動について、実施年月日、場所、目的、訪問先、内容など、いわゆる5W1Hの情報とともに、活動に要した経費についても併せて一覧で表示することで、政務活動費の透明性の向上を図るものである。

この報告書は、政務活動に要する経費のうち、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費及び会議費について作成する必要がある。

規程第3号様式（その1）として定められているこの報告書の記載方法について、「目的」には、県外・海外等において政務活動を行う必要性等が明らかとなるように、本県県政との関連性を含めた活動の意図・狙いを、「訪問先及び内容等」には、本県県政との関係で参考となった点などに言及しながら、活動時間、訪問先、活動の概要及び結果について、日程順に、できるだけ詳しく記載することとし、その記載例において、「訪問先及び内容等」に関して、「本県では、〇〇県と比べ地形や地域の実情が異なるものの、〇〇対策は共通するものがあり、効果的と思われることから、今後の議会質疑等に反映させていきたい」などと例示している。

(4) 「IV 5 提出書類の確認及び政務活動費の返還等」

a 収支報告書の訂正

提出した収支報告書等を訂正しようとするときは、収支報告書等訂正届を議長に提出しなければならないとされている。

（条例第8条、規程第2条）

訂正方法については、議長に対して訂正届（第8号様式）を提出し、訂正箇所には訂正年月日等を記載することにする。この場合削った部分は、これを読むことができるよう字体を残しておくこととする。

2 監査対象機関からの回答

(1) 政務活動費の充当の可否の判断について

政務活動費のうち調査研究費については、マニュアル3頁に記載のとおり、政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものについては調査研究費に計上することとしており、具体的には、同頁に示された活動事例の例に該当するかどうかについて、提出された実績報告書の記載内容及び証拠書類

を確認の上、充当の可否を判断している。

(2) 政務活動実績報告書の作成方法について

政務活動実績報告書は、政務活動費の支出の妥当性を裏付ける書類と位置付けている。このため、例えば、高額な支出が見込まれる宿泊を伴う政務活動については、より記載内容の充実が求められる場合がある。なお、マニュアルにおいて、海外、県外、県内で宿泊を伴う政務活動については、記載方法を 35 頁、記載例を 36 頁、また、県内における宿泊を伴わない政務活動については記載方法を 37 頁、記載例を 38 頁に示しており、各議員において、最低限、これらを踏まえて報告書を作成する必要があると考えている。

(3) 調査研究費について

マニュアル3 頁にあるとおり、調査研究費は「議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」で、「県政等の政策課題に関するもののほか、調査研究の基礎となる関係者や住民からの情報収集、先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費」とされているが、活動の例は参考として掲げたものであり、「政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものは、この経費に計上する」こととされている。

(4) 本件政務活動について

ア 使途基準に適合していると判断した理由

青森県特別自治道訪問は、世界自然遺産を有する青森道への訪問である。また、内容は多くの観光客が来訪している青森世界自然遺産センターの調査等となっており、世界自然遺産白神山地を有する本県にとって、「海外における先進事例等の現地調査」に該当すると認められることから、政務活動費の充当が可能な政務活動に該当する。

また、訪問先で議員と交流しており、当該交流については、調査研究の基礎となる議員との意見交換に該当する。

イ 政務活動実績報告書の「目的」、「訪問先及び内容等」の記載が適当であると判断した理由

目的については、世界自然遺産を有する青森道の現地調査であり、世界自然遺産白神山地を有する本県にとって、先進事例等の現地調査に該当し、また、青森道議員との交流は調査研究の基礎となる議員との意見交換に該当することから、政務活動費の充当が可能な政務活動に該当し、目的として適当である。また、訪問先及び内容等については、青森道知事、道議会議員等との意見交換が行われ、世界自然遺産センターの視察が行われるなど、目的に沿っている。

ウ 各議員の政務活動実績報告書について

(イ) 斎藤孝昭議員

α 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「県と青森道が締結した、姉妹提携協定に基づく交流の再開訪問」及び「本県議会と青森道議会の友好協定締結に基づく交流促進」を目的に調査研究を実施し、「青森特別自治道議会にて、青森道議会会議場を視察、金道議会議長の挨拶を受け意見交換を行った。…（略）」

…投票率の向上対策や女性議員を増やすための取り組みを本県でもいかしたい」、「世界自然遺産センターでは、金センター本部長から挨拶を受け、青森自然遺産のPR動画を視聴し、職員の案内により世界自然センター内を視察した。センター設備が充実しており、本県の白神ビジターセンターの今後に生かしたい」旨の成果が報告されており、さらに7月30日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「世界自然遺産センターの調査」が、成果に「交流による効果を発揮する為、青森道との計画的な交流事業の開発や青森道への青森県からの直行便就航へ取り組みたい」と追加された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外航空保険料560円」については、上記訂正届において、当該経費及びこれに相当する金額に係る振込手数料の按分額（22円）を減額する訂正があったところであり、8月7日付けで合計582円返納された。

(イ) 川村悟議員

α 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「県と青森道が締結した姉妹提携協定に基づく交流の再開訪問」及び「本県議会と青森道議会の友好協定締結に基づく交流の促進」を目的に調査研究を実施し、「青森特別自治道議会では、青森道議会本会議場を視察、キム青森道議会議長の挨拶を受け、意見交換を行った」、「世界自然遺産センターでは、キム世界自然遺産センター本部長から挨拶を受け、青森世界自然遺産のPR動画を視聴、職員の案内により世界自然遺産センター内を視察した。青森道世界自然遺産センターのシアター、PR動画は素晴らしい、本県・白神ビジターセンター等に生かしたい」旨の成果が報告されており、さらに7月24日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「世界自然遺産青森道の調査」が、成果に韓国・青森特別自治道訪問調査報告書が追加され、同報告書では「政策課題や交流促進についての意見交換」、「青森道議会におけるICT化の取組も参考としながら、青森県議会改革検討委員会の中で議論を進めている」、「青森道世界自然センター」の機能・運営方法など、今後の、「白神ビジターセンター」の展示、映像館等の機能・運営に非常参考となるもので、今後の、「白神ビジターセンター」改善に生かしていきたい」と記載された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、食料代「7,800円」については、上記訂正届において、当該経費を減額する訂正があったところであり、8月5日付けで7,800円返納された。

(イ) 後藤清安議員

α 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「青森県が姉妹都市協定を結ぶ韓国・済州島に宮下知事をはじめ、県政、経済界、商工関係者総勢37名でミッション団として訪問。交流再開、インバウンド需要の拡大に向けて、現地視

察や交流を行った」を目的に調査研究を実施し、「知事をはじめミッショント団で
济州特別自治道庁を訪問」、「県議団は济州道議会を訪問。… (略) …济州道議
員の皆さんとの意見交換では、少子高齢化など青森県と共通の課題がある一方、
女性議員の比率日本よりも多いことや投票率が6割を超えているなどの違いも
確認できた」、「世界自然遺産訪問。… (略) …実際の遺跡に行くことができな
くても、4D立体映像館や溶岩洞窟を体験できるとも疑った作りになっており、
見ごたえ十分だった。青森県内の縄文遺跡群も実際に遺跡を回ることができ
きない人でもこのように体験できる施設があるように思っただ」、「青森県と济
州特別自治道の友好が日韓の友好につながるよう引き続き交流したいと思っただ」
旨の成果が報告されており、さらに7月30日付けで、収支報告書等訂正届が提
出され、目的に「〈世界遺産〉自然・文化遺産の保全と観光活用の両立事例を青
森の縄文遺跡活用に応用可能」が、成果に「本訪問では、济州道政府および観
光振興機関との意見交換、現地視察を通じ青森県の観光振興、世界遺産の活用、
地域経済の活性化に資する知見を得た。これらの成果は、今後の議会質問や政
策提案の基礎資料として活用する予定」などと追加された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外
航空保険料560円」については、上記訂正届において、当該経費を減額する訂
正があったところであり、8月4日付けで560円返納された。

(イ) 三橋一三議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「青森県議会と友好交流協定
を結ぶ、韓国济州特別自治道を訪問し、… (略) …経済観光等の交流を加速す
る」及び「世界自然遺産でもある济州の世界遺産センターを視察し、北海道・
北東北の縄文遺跡群の世界遺産センターの必要性についても調査を行う」を目
的に調査研究を実施し、「济州道庁においては、知事経済団体とともに本県と济
州道の経済観光等の今後の在り方、連携の強化等について意見交換を行った」、
「济州道議長並びに議員の皆様と議会同士の連携や、今後の経済観光振興等に
ついて、意見交換を行った」、「济州世界遺産センターを訪問し、… (略) …世
界遺産登録に向けた取り組みや、登録後の取組、世界遺産センターの意義等に
ついて、説明いただいた」、「今回のミッショント団を通じて、県と県経済界の济
州道との連携強化はもちろんのこと、議会同士の連携強化による、相互の交流
をより活発にすることの重要性を確認し、ミッショント団に参加した議員ととも
に、国や県に政策提言を行う。あわせて世界遺産センターを整備することの意
義、その運営や世界遺産に対する情熱を継続することの重要性を学んだ。世界
自然遺産白神山地と、世界文化遺産北海道・北東北の縄文遺跡群をもつ本県と
して、世界遺産センターの必要性や議員提案の条例による活用等を検討してい
く強い決意を持つことが出来た」旨の成果が報告されている。

また、令和6年第317回県議会の代表質問において、济州特別自治道に訪問
したことに触れ、北海道・北東北の縄文遺跡群世界文化遺産センターの整備の

必要性について述べている。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外
航空保険料560円」については、7月23日付けで収支報告書等訂正届が提出さ
れ、当該経費を減額する訂正があったところであり、8月4日付けで560円返
納された。

(イ) 山田知議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「济州自治道及び道議会を訪
問し、姉妹協定及び友好協定に基づく交流の再開・促進に向けた取り組みを進
める上での政策づくりの参考とする」及び「济州世界遺産センターを訪問し、
世界自然遺産に関する交流推進を進める上での政策づくりの参考とする」を目
的に調査研究を実施し、「济州自治道及び道議会を訪問した。姉妹協定及び友好
協定に基づく取り組みを進めていく上では、交流による親睦が重要です。青森
県、济州自治道それぞれの概況や課題について意見交換し交流を進める上では、
遺産に関する相互理解が重要です。青森県、济州自治道それぞれの遺産に
ついて意見交換し、理解を深めた」旨の成果が報告されており、さらに7月29
日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、成果に「経済活性化には、地域資
源の活用が重要であり、産業・観光振興のカギを握るものと再認識した」、「遺
産の価値を生かしていくには、後世に残すべき遺産としての保護とともにその
活用が重要であり、そのための情報発信と受け入れ体制の充実が大切と再認識
した」、「济州自治道訪問については、八戸市で行った県政報告会での意義や
本県の世界遺産を生かした観光振興について報告した。今後政策づくりの場
面で今回の訪問を踏まえた提言をしていきたい」などと追加された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外
航空保険料560円」については、上記訂正届において、当該経費を減額する訂
正があったところであり、8月4日付けで560円返納された。

(イ) 大崎光明議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「姉妹連携協定を締結した济
州特別自治道との観光・経済・教育分野での交流拡大に向けた相互訪問の一環
で、今後の交流促進を図る」を目的に調査研究を実施し、訪問先と内容等とし
て、世界自然遺産センターを含むものを成果として報告されており、さらに7
月30日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「相互理解促進の観点
から、济州特別自治道の世界自然遺産の調査を行う」が追加され、成果が「今
回の訪問が济州自治道を深く知る機会になったことは当然の事、対応頂いた道
議会議員と個別に親交の機会を得たことは、相互交流を今後加速させるきっか
けに繋がるものであった」、「議員懇談及び本会議場の視察のほか、今調査にお

ける主なる成果としては以下の通り」、「本会議場においては本県と比較してICT化が特に進んでいるのが印象的であった。なかでも大型モニターの設置は必要な情報が提示可能であり、各議員の質問や議論を深めるうえで特に有用であると感じた」、「人口減少は日韓両国において深刻であり、本県と済州でも様々な施策を実施するものの思うに成果が上がっていない状況を課題共有できた」、「韓国における投票率は民主化プロセスに起因するところが大いにより一方で、投票できる場所の緩和など制度改正で対応可能な課題もあり、大いに参考にすべき課題も見つかった」、「済州世界自然遺産センターを訪問したことににより、本県における縄文遺跡群世界文化遺産センターの早期整備の必要性を一層感じることから、議会において早々に会派政調会長より代表して質問をしていただいた」、「今後、地方議会の国際交流や、世界遺産の利活用のあり方等について、議員活動に反映していきたいと考えている」に訂正された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外航空保険料 560 円」については、上記訂正届において、当該経費及びこれに相当する金額に係る振込手数料の按分額（21 円）を減額する訂正があったところであるが、これを考慮しても同議員の令和5年度に係る政務活動費支出合計額が交付額を上回っていることから返納は生じない。

(4) 大澤敏彦議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動費実績報告書によると、「韓国済州市、済州特別自治道（済州島）との交流推進」及び「済州火山島と溶岩洞窟群「済州世界遺産」を視察・調査」を目的に調査研究を実施し、「済州道 呉仲勲（オヨンフン）知事と面談 済州特別自治道議会 金京学（キムギョソンハク）議長と面談 在済州日本国総領事武田総領事と面談 それぞれ、済州道の状況説明、道議会での議会活動、日本国総領事館の役割、済州島との現状と課題について聞き取り、意見交換」、「世界自然遺産センターについて視察・調査 済州道は2007年に韓国で初めて、済州火山島と溶岩洞窟群という名称で世界自然遺産に登録された。登録された場所は漢拏山自然保護地区、城山日出峰及び拒文岳溶岩洞窟系で、済州島の全面積の10%に相当する」旨の成果が報告されており、さらに7月28日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「今後の本県の世界遺産の保存・活用に生かすべく、本県議会と友好交流協定を結ぶ済州道議会との交流を深め、また、世界自然遺産センターを現地調査することで、「済州世界遺産」の情報を収集し、意見交換を行う」が、成果に「済州道議会との意見交換を通じて、お互いの農業や観光の振興のため、今後もこのような友好交流を続けていくことが大事である」と考えた。済州の世界自然遺産センターを視察し、今後、本県の世界遺産を長期にわたって保存・活用していくために具体的にどうすべきかを模索していきたいと考えた。今時点で質疑などは行っていないが、今後の委員会などで、調査を踏まえ、本県の世界遺産への取組方針などを問うていきたいと考えている」が追加された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外航空保険料 560 円」及び実費額を超過した「国内航空券代金 14,080 円」については、上記訂正届において、当該経費を減額する訂正があったところであり、8月4日付けで合計 14,640 円返納された。

(7) 福士直治議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動費実績報告書によると、「済州自治道及び道議会を訪問し、姉妹協定及び友好協定に基づく交流の再開・促進に向けた取り組みを進める上での政策づくりの参考とする」及び「済州世界遺産センターを訪問し、世界自然遺産に関した交流促進を進める上での政策づくりの参考とする」を目的に調査研究を実施し、「済州自治道及び道議会を訪問した。姉妹協定及び友好協定に基づく取り組みを進めていくうえで、交流による親睦が必要であり、青森県・済州自治道それぞれの概況や課題について意見交換し交流を図った」、「済州世界遺産センターを訪問した。世界自然遺産に関した交流を進める上では、遺産に関する相互理解が必要であり、青森県・済州自治道それぞれの遺産に関して意見交換し、理解を深めた」旨の成果が報告されており、さらに7月25日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「済州東門市場を訪問し、地元食材の販売状況や販売形態を調査し本県市場との違いを理解し県産品の販売拡大の参考にする」が、成果に「道議会議員との意見交換では、共に果樹の産地である事や、海に囲まれている事、世界自然遺産を所有している事等の共通点が多く、気候変動の影響、高齢化、自然遺産の環境保全等課題も共通していた。特にホタテガイ養殖に対する気候変動の影響について意見交換し、適正な管理と代替養殖への取組も必要であると強く感じた。地元漁業者との意見交換でも発信していく」、「済州東門市場を訪問した。通路の両脇に数多くの店が並び、観光客の他一般市民も多数訪れ活況であった…（略）…やはり市場の規模が大きいと、一か所で何でもそろそろ利便性と、買い物の際にたくさんのお店から商品を選ぶ喜びを感じることができると感じた。これが非常に大事だと感じた。本県は規模が小さい市場が多いが、館鼻朝市のような大規模の市もあるのでそれぞれの良さを生かした運営の取組が必要だと感じた」、「済州世界遺産センターと白神山地ビジターセンターとはこれまでも交流を続けており、PR協力も行ってきた。特に観光客によるハルラ山の環境破壊やゴミ問題は深刻に感じた。白神山地を調査した際に入山規制によるオーバーツーリズム対策等一定の環境保護はなされていると感じたが、PR施設は済州自治道が充実していた。今後も豊かな自然環境を後世に繋げる努力を継続していく共通認識を確認できた。本県は風力発電事業の適地とされているが、ゾーニングにより自然との共有が必要であり、今後も県の動向を注視しながら議論していく」が追加された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外航空保険料 560 円」については、上記訂正届において、当該経費を減額する訂

正があったところであり、8月4日付けで560円返納された。

(4) 寺田達也議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「平成28年(2016年)に県と青森県特別自治道が姉妹提携協定及び平成29年(2017年)に締結した議会間の友好交流協定に基づく交流の再開・推進」を目的に調査研究を実施することとしていたが、「体調不良(疾病)により政務活動を中止し、1月11日に帰国」の旨報告されており、また、7月29日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「青森県の世界遺産の調査を行う」が追加された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外航空保険料560円」については、上記訂正届において、当該経費を減額する訂正があったところであるが、これを考慮しても同議員の令和5年度に係る政務活動支出合計額が交付額を上回っていることから返納は生じない。

(5) 木明和人議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「平成29年に締結した両議会間の友好交流協定に基づく交流の再開・推進」を目的に調査研究を実施し、「道議会を訪問し、議場を視察させていただきそのあと会議室において意見交換を行った」、「人口減少に対する施策の状況、産業の状況などの意見交換を行った」及び「世界自然遺産を通じた交流の促進についてあいさつ後、PR動画や施設内の視察を行った」旨の成果が報告されており、さらに7月23日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「世界自然遺産の活用方法、保存方法、PR方法などの調査」が、成果に「内容は、議会のICT化、デジタル活用などについて、道議会ではすでにベーパーレスが進んでおり、本県でも早急に取り入れるべきと実感した」、「先進的事例が、数多くありこれから県議会でも導入等議論が必要であることを感じた」、「両道県とも、世界自然遺産を持つ地域として、これらの活用方法、保存方法、PR方法など多岐に渡り意見交換をした。今後の取組として白神山地の保存、利用、PR方法などについて研究し、できれば条例制定までもっていきたい」などが追加された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外航空保険料560円」については、上記訂正届において、当該経費及びこれに相当する金額に係る振込手数料の按分額(21円)を減額する訂正があったところであり、8月4日付けで合計581円返納された。

(6) 高畑紀子議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「平成28年(2016年)に締結した韓国・青森県特別自治道と県議会との友好交流協定に基づく交流の再開・推進のため」を目的に調査研究を実施し、「平成28年(2016年)に締結した姉妹提携協定に基づく交流の再開・促進に向けてフートークでデイスカッションした」、「青森県特別自治道議会では…(略)…現状の課題などを意見交換した」、「青森県世界自然遺産センター訪問…(略)…視察及び世界自然遺産に関した交流推進について協力要請の意見交換をした」及び「今後は、調査を質疑等に反映させていきたい」旨の成果が報告されており、さらに7月29日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「相互理解促進のため、青森県特別自治道の世界自然遺産の調査のため」が、成果に「展示ブースに観光ポスターや物産品の展示など双方でPRすることにより世界遺産への関心を高め観光への意識づけになるなど参考になった」が追加された。

した」、「青森県特別自治道議会では…(略)…現状の課題などを意見交換した」、「青森県世界自然遺産センター訪問…(略)…視察及び世界自然遺産に関した交流推進について協力要請の意見交換をした」及び「今後は、調査を質疑等に反映させていきたい」旨の成果が報告されており、さらに7月29日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「相互理解促進のため、青森県特別自治道の世界自然遺産の調査のため」が、成果に「展示ブースに観光ポスターや物産品の展示など双方でPRすることにより世界遺産への関心を高め観光への意識づけになるなど参考になった」が追加された。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外航空保険料560円」については、上記訂正届において、当該経費を減額する訂正があったところであり、8月6日付けで560円返納されたところである。また、「その他」に計上された3,300円については、事務費として支出したものを誤って青森県特別自治道に係る政務活動実績報告書に計上したものであり、上記訂正届において、当該政務活動実績報告書から除かれている。

(7) 今博議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「韓国青森市、青森県特別自治道(青森県)との交流推進」「青森県道庁にて道議会視察、道議会議員との面談、意見交換」及び「在青森日本国総領事館訪問、武田総領事との面談」を目的に調査研究を実施し、「青森県道庁(オゾンフン)知事と面談、青森県特別自治道議会金京学(キムギョソンハク)議長と面談、在青森日本国総領事武田総領事と面談」「それぞれ、青森道の状況説明、道議会での議会活動、日本国総領事館の役割、青森県との現状と課題について聞き取り、意見交換」を実施した旨の成果が報告されており、さらに7月25日付けで、収支報告書等訂正届が提出され、目的に「青森県世界自然遺産センターの調査」が、成果に「青森県世界自然遺産センターでPR動画や施設の視察」及び「青森県の総領事と面談し同県でも洋上風力発電の事業が始まったことから情報交換をしながら交流を進め、双方にプラスとなるようにしていきたいと思った」が追加された。

また、令和6年1月19日の県議会商工観光エネルギー委員会において、青森県特別自治道との交流の今後の方向性など当該政務活動に関係した質問を行った。

b 経費の内訳について

同議員が本件調査研究活動において政務活動費を充当した経費のうち、「海外航空保険料560円」については、上記訂正届において、当該経費を減額する訂正があったところであるが、これを考慮しても同議員の令和5年度に係る政務活動支出合計額が交付額を上回っていることから返納は生じない。

(8) 吉田ゆかり議員

a 目的及び成果について

同議員が提出した政務活動実績報告書によると、「平成28年(2016年)に県

と 青 州 特 別 自 治 道 が 締 結 し た 姉 妹 提 携 協 定 及 び 平 成 29 年（2017 年）に 締 結 し た 議 会 間 の 友 好 交 流 協 定 に 基 づ く 交 流 の 再 開 ・ 推 進」、「2023 年 7 月 の 白 神 山 地 30 周 年 記 念 式 典 へ の 青 州 特 別 自 治 道 か ら の 参 加 へ の 返 れ」及 び「漢 肇（ハンプラ）日 報、青 州 放 送 等 の 民 間 交 流、経 済 交 流 の 推 進」を 目 的 に 調 査 研 究 を 実 施 し、「道 議 会 視 察」、「道 庁 主 催 し た セ ン ター」及 び「世 界 自 然 遺 産 セ ン ター 調 査」を し た 旨 の 成 果 が 報 告 さ れ て お り、さ ら に 7 月 23 日 付 け で、収 支 報 告 書 等 訂 正 届 が 提 出 さ れ、目 的 が「平 成 28 年（2016 年）に 締 結 し た 議 会 間 の 友 好 交 流 協 定 に 基 づ く 交 流 の 再 開 ・ 推 進」、「2023 年 7 月 の 白 神 山 地 30 周 年 記 念 式 典 へ の 青 州 特 別 自 治 道 か ら の 参 加 へ の 返 れ」の た め、世 界 自 然 遺 産 セ ン ター を 訪 問 に 訂 正 さ れ、成 果 に 別 紙 が 添 付 さ れ「青 州 特 別 自 治 道 議 会 議 長 表 敬…（略）…意 見 交 換 少 子 高 齢 化 な ど 青 森 県 と の 共 通 の 課 題 も 多 い。一 次 産 業 と 観 光 が メ イ ン、海 に 囲 ま れ て い る 環 境 な ど か ら 青 森 県 と の 共 通 点 が 多 い。…（略）…青 州 道 議 会 議 員 の 方 と 名 刺 交 換 を し た が、点 字 併 記 の 名 刺 の 方 が 多 く、車 い す の 議 員 の 方 も い て 共 生 社 会 や 合 理 的 配 慮、障 が い 者 の 活 躍 が 進 ん で い る と 感 じ た」、「世 界 自 然 遺 産 セ ン ター…（略）…青 森 県 の 白 神 山 地、下 北 半 島 と の 共 通 点 が 多 く、展 示 物 に は 下 北 半 島 に 見 ら れ る「柱 状 節 理」の よう な も の や 青 森 湾 の 砂 嘴 の よう な 地 形 も 見 ら れ、現 在「日 本 地 元 地 元」に 認 定 さ れ て い る 下 北 半 島 パー ク が 今 後「世 界 地 元 パー ク」を 目 指 す に あ た り 参 考 に な る 地 域 で あ る と 感 じ た」、「帰 国 後 に、地 元 の 印 刷 会 社 に 点 字 併 記 の 名 刺 作 成 に つ い て 問 い 合 わ せ た と こ ろ、美 観 が な い と の こ と で あ っ た が…（略）…今 後 地 元 や 青 森 県 で も 広 が っ て い く こ と や、名 刺 だ け で は な く 視 覚 障 が い 者 へ の 配 慮 に 取 り 組 ん で い き た い」、「今 回 の 青 州 訪 問 で、青 森 県 の 若 い 世 代 が 海 外 に 渡 航 し て 視 野 を 広 げ る 重 要 性 を 感 じ た こ と、多 く の 若 者 に 海 外 へ 渡 航 す る 機 会 を 持 っ て も ら い た い 思 い か ら、令 和 6 年 3 月 予 算 特 別 委 員 会 に お い て、「あ お も り 未 来 の グ ロ ー バ ル 人 財 応 援 事 業 の 取 組 に つ い て」、「青 森 ・ ソ ー シ ャ ル 機 構 持 続 策 事 業 の 取 組 に つ い て」質 疑 を し た、「今 後 も 若 い 世 代 の 人 財 育 成 の 一 環 と し て の 海 外 渡 航 の 後 押 し と な る 県 の 取 り 組 み に 期 待 す る」が 追 加 さ れ た。

ｂ 経 費 の 内 訳 に つ い て

同 議 員 が 本 件 調 査 研 究 活 動 に お い て 政 務 活 動 費 を 充 当 し た 経 費 の う ち、「海 外 航 空 保 険 料 560 円」に つ い て は、上 記 訂 正 届 に お い て、当 該 経 費 を 減 額 す る 訂 正 が あ っ た と こ ろ で あ り、8 月 4 日 付 け で 560 円 返 納 さ れ た。

以 上 の と お り 各 議 員 か ら 収 支 報 告 書 等 訂 正 届 が 提 出 さ れ、「目 的」、「訪 問 先 及 び 内 容 等」に つ い て、条 例 に 照 ら し て 適 当 と 認 め ら れ る。

第 8 判 断

政 務 活 動 費 に つ い て は、法 第 100 条 第 14 項 の 規 定 に よ り「条 例 の 定 め る と こ ろ に よ り、そ の 議 会 の 議 員 の 調 査 研 究 そ の 他 の 活 動 に 資 す る た め に 必 要 な 経 費 の 一 部 と し て、そ の 議 会 に お け る 会 派 又 は 議 員 に 対 し、政 務 活 動 費 を 交 付 す る こ と が で き る」と さ れ て い る。そ し

て、条 例 第 7 条 第 1 項 で は「政 務 活 動 費 は、議 員 が 実 施 す る 調 査 研 究、研 修、広 聴 広 報、要 請 陳 情、住 民 相 談、各 種 会 議 へ の 参 加 等 県 政 の 課 題 及 び 県 民 の 意 思 を 把 握 し、県 政 に 反 映 さ せ る 活 動 そ の 他 の 住 民 福 祉 の 増 進 を 図 る た め に 必 要 な 活 動（以 下「政 務 活 動」とい う。）に 要 す る 経 費 に 充 て る こ と が で き る も の と す る」と し、同 条 第 2 項 で「政 務 活 動 に 要 す る 経 費 は、別 表 の と お り と す る」と し て 使 途 基 準 を 定 め、議 会 は、こ れ ら の 法 令 の 趣 旨 を 踏 ま え て、マ ニ ュ ア ル を 定 め て い る。

令 和 元 年（行 コ）第 17 号 政 務 調 査 費 返 還 等 履 行 請 求 控 訴 事 件 の 令 和 2 年 1 月 30 日 山 台 高 等 裁 判 所 判 決 に お い て 引 用 さ れ た 原 判 決（平 成 26 年（行 コ）第 2 号 政 務 調 査 費 返 還 等 履 行 請 求 事 件 の 令 和 元 年 6 月 27 日 青 森 地 方 裁 判 所 判 決）の「事 実 及 び 理 由」の「第 7 当 裁 判 所 の 判 断」2（1）で は、「使 途 基 準 に 定 め る 調 査 研 究 の た め の 必 要 性 を そ の 要 件 と し て い る こ と か ら す れ ば、議 員 の 当 該 活 動 の 客 観 的 な 目 的 及 び 性 質 に 照 ら し て、議 員 の 議 会 活 動 の 基 礎 と な る 調 査 研 究 活 動（本 件 使 途 基 準 の 定 め る も の。以 下 同 じ。）と の 間 に 合 理 的 関 連 性 が 認 め ら れ な い 活 動 に 関 す る 経 費 の 支 出 に つ き 政 務 調 査 費 を 充 当 す る こ と は、本 件 使 途 基 準 に 反 す る と い う べ き で あ る が、議 員 の 調 査 研 究 活 動 が 多 岐 に わ た り、個 々 の 経 費 の 支 出 が こ れ に 必 要 が 否 か に つ い て は、議 員 の 合 理 的 判 断 に 委 ね ら れ る 部 分 が あ る こ と を 踏 ま え る と、上 記 合 理 的 関 連 性 の 認 め ら れ る 活 動 に つ き、経 費 の 支 出 を ど の 費 目 で ど の 程 度 行 う か な ど に つ い て は、議 員 の 裁 量 に 委 ね ら れ て い る と 解 す べ き で あ り、か か る 裁 量 権 の 範 囲 を 逸 脱 し 又 は こ れ を 濫 用 し な い 限 り、当 該 支 出 は 本 件 使 途 基 準 に 適 合 す る も の と い う べ き で あ る」と さ れ て い る。ま た、「本 件 マ ニ ュ ア ル は、青 森 県 議 会 に お い て、議 員 が い か な る 活 動 の 経 費 の 支 出 に ど の よう に 政 務 調 査 費 を 充 当 す る か な ど の 事 項 に つ き 判 断 す る に 当 た っ て 参 考 と な る よう、本 件 使 途 基 準 を 具 体 化 す る 趣 旨 で 作 成 さ れ た も の で あ る と こ ろ、本 件 マ ニ ュ ア ル に 法 規 範 性 を 認 め る こ と は で き な い も の の、上 記 の と お り、上 記 事 項 を 判 断 す る に 当 た っ て は 議 員 の 裁 量 に 委 ね ら れ て い る こ と を 踏 ま え れ ば、本 件 マ ニ ュ ア ル の 定 め る 目 安 等 が 本 件 使 途 基 準 等 の 法 令 の 定 め に 照 ら し て 合 理 的 で あ る 場 合、そ れ に 従 っ た 政 務 調 査 費 の 充 当 は、客 観 的 に 見 て 調 査 研 究 活 動 と 合 理 的 関 連 性 を 有 す る 活 動 の 経 費 に 係 る 支 出 に 対 す る 充 当 で あ る と い う こ と が で き る か ら、特 段 の 事 情 の な い 限 り、か か る 充 当 に つ き 裁 量 権 の 範 囲 を 逸 脱 又 は こ れ を 濫 用 し た も の で は な く、違 法 と は な ら な い と 解 す べ き で あ る」と さ れ て い る。

こ の 判 例 は 政 務 調 査 費 に 係 る も の で あ る が、政 務 調 査 費 は、平 成 24 年 の 法 改 正 に よ り「従 来 調 査 活 動 と し て 認 め ら れ て い な か っ た 対 外 的 な 陳 情 活 動 等 の た め の 旅 費、交 通 費 や 会 派 単 位 で 行 う 会 議 に 要 す る 経 費 と い っ た も の に も 使 途 が 拡 大 で き る よう に さ れ、政 務 活 動 費 と さ れ」（松 本 英 昭 著「新 版 逐 条 地 方 自 治 法 第 9 次 改 訂 版」395 頁 参 照）、住 民 福 祉 の 増 進 を 図 る た め に 必 要 な 議 員 の 活 動 す な わ ち 政 務 活 動 に 要 す る 経 費 に 対 し て 充 当 さ れ る こ と と な っ た が、地 方 議 会 の 活 性 化 を 図 る 趣 旨 の 制 度 と し て、こ れ ら の 判 例 の 判 断 の 枠 組 み は 政 務 活 動 費 に つ い て も 妥 当 と す る と 解 さ れ る。

し た が っ て、マ ニ ュ ア ル の 定 め る 目 安 等 が 使 途 基 準 等 の 法 令 の 定 め に 照 ら し て 合 理 的 で あ る 場 合、そ れ に 従 っ た 政 務 活 動 費 の 充 当 は、客 観 的 に 見 て 議 員 の 調 査 研 究 そ の 他 の 活 動 に 資 す る た め に 必 要 な 経 費 に 係 る 支 出 に 対 す る 充 当 で あ る と い う こ と が で き る と こ ろ で あ り、特 段 の 事 情 の な い 限 り、裁 量 権 の 範 囲 を 逸 脱 又 は こ れ を 濫 用 し た も の で は な く、違 法 と は な ら な い と 解 さ れ る こ と か ら、政 務 活 動 費 の 充 当 が 使 途 基 準 に 反 し た 違 法 又 は 不 当 な

ものであるかどうかは、特段の事情がない限り、マニュアルの合理性及び当該充当のマニュアルとの適合性が認められるかどうかによることとなるため、これらの点について検討する。

1 マニュアルの合理性

マニュアルは、関係法令の趣旨を踏まえ議会において所要の手続を経て策定されたものであり、各議員が政務活動費を充当するに当たって、議員自らが判断するための具体的運用をまとめた統一的な指針と位置づけられている。

マニュアルにおいては、政務活動費制度に対する基本的な考え方として、政務活動に必要な及び妥当性があること、その方法に合理性及び効率性があること及び社会通念上許容されるものであることなどを掲げ、こうした基本的な考え方の下に実費弁償を原則とする経費の範囲や政務活動実績報告書の必要な記載など具体的な事務手続を定めており、これらのマニュアルの定めは、政務活動費を充当できる経費の支出に係る活動を調査研究活動と合理的関連性を有するものに限定した法令の定めに基づいて合理性を有すると認められる。

2 マニュアルとの適合性

本件において請求人から摘示のあった旅費の支出に関しては、議会事務局に対する監査の結果、マニュアルによると、政務活動実績報告書の記載方法に関して、「目的」欄には、県外・海外等において政務活動を行う必要性等が明らかとなるように、本県県政との関連性を含めた活動の意図・狙いを記載するものとされ、「訪問先及び内容等」欄には、本県県政との関係で参考となった点などに言及しながら、訪問先、訪問先、活動の概要及び結果について、日程順に、できるだけ詳しく記載するものとされ、その記載例は、記載すべき要素を示したものとされている。また、政務活動に係る旅費関係の経費については、実費を原則とするなどの取扱いが定められている。

これらについて、収支報告書等訂正届の提出等を踏まえ、監査請求対象事案に係る政務活動実績報告書の「目的」欄及び「訪問先及び内容等」欄の記載の状況並びに政務活動に係る旅費関係の経費の支出状況について確認したところ、政務活動実績報告書について関係欄にマニュアル所定の事項が記載されているとともに、政務活動に係る旅費関係の経費についてマニュアルに則り政務活動費の充当が行われたことが認められる。

したがって、当該旅費関係の経費の支出への政務活動費の充当は、マニュアルに適合していると認められる。

3 結論

以上のとおり、マニュアルの定めは使途基準等の法令の定めに基づいて合理的なものであると認められ、請求人が措置請求書において摘示した支出への令和5年度の政務活動費の充当は、いずれもマニュアルに適合しており、裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用したものとは認められないものである。

したがって、本件の政務活動費の充当については違法又は不当なものとは認められない。よって、請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

付言

今回の政務活動費の充当に関して、監査の過程で近年の裁判例の状況等に鑑み改善すべき点が認められたので、議会及び議会事務局に対して次のとおり要望する。

政務活動費については、その使途の透明性を高めていくことが求められていることから、調査活動等の内容が、県民に対してより明らかになるよう、政務活動費収支報告書に添付される関係書類等の充実、とりわけ政務活動実績報告書の充実等について検討されたい。

(措置請求書 別表) 監査請求対象一覧

所属党派	議員名	計上内容	計上金額	返還請求対象 支出合計金額	備考
オール	斉藤孝昭	航空機・ガソリン代	159,900	202,900	
		宿泊費	43,000		
	川村悟	航空代ほか	153,510	208,100	
		宿泊費	50,800		
		駐車場代	3,790		
参政	後藤清安	交通費	197,070	197,070	
自由民主党	三橋一三	ガソリン代	2,620	220,880	支出証明書には1200×2で計上/金額に齟齬
		航空券・宿泊費・バス代	215,770		
		駐車料金	2,490		
	山田知	JR切符代等	224,460	232,960	
		宿泊代	8,500		
	大崎光明	ガソリン代	5,045	227,765	
		韓国済州島視察	220,230		
		駐車料金	2,490		
	大澤敏彦	海外航空券代等	161,650	211,150	海外ホテル代
		宿泊費	43,000		
		専用車代	6,500		
	福士直治	海外航空券代他	200,320	200,320	領収書等の写し集計表では航空券代等の 190,070とガソリン代3,250のみ計上。7,000の 支出内容不明
	寺田達也	Korean air 06.1.10	59,715	253,025	
		日本航空 06.1.11	38,760		
		ツアー・ウエーブ 2.14	154,550		
木明和人	航空券代他	211,480	211,480		
新政	高畑紀子	済州特別自治道訪問	225,180	228,480	
		韓国語名刺代	3,300		
	今博	韓国渡航代	197,070	197,070	
無所属	吉田ゆかり	航空券JR切符代他	158,510	207,590	JR切符代、前泊ホテル代含む
		ホテル宿泊代	49,080		
合計金額				2,798,790	

第3号様式(第2条関係)

(その1) 海外又は県外における政務活動及び県内における宿泊を伴う政務活動用

政 務 活 動 実 績 報 告 書

議員名

事業名	経費	実施年月日	場 所	同行議員	目 的	日 程	訪 問 先 及び 内 容	支出内容	政務活動費 充当額(円)	主な品名	整 理 番 号
								交通費			
								宿泊費			
								受講料			
								その他			
合 計 額											

注1 この様式は、条例別表に規定する調査研究費、研修費、広報広報費、要請陳情等活動費又は会議費に係る政務活動について作成すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格M縦長とする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭